

平成 16 年 5 月 26 日

経済産業省 資源エネルギー庁
省エネルギー・新エネルギー部
新エネルギー等電気利用推進室長 堀 史郎 殿

日本地熱開発企業協議会
会長 城後 知明

「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」に関わる
地熱発電設備認定基準を規定する省令の見直しについて（要望書）

拝啓

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は地熱開発事業につきまして格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当協議会会員各社は、純国産の再生可能エネルギー、且つ、CO2 排出量の少ないクリーンエネルギーである地熱資源の開発に、国の政策的支援を受けながら永年に亘って従事し、ベース電源としての安定した実績を確立して参りました。その一方で、地熱開発促進にあたっては地下資源に特有ないくつかの課題も明らかになっており、国の指導および支援を受けながら、課題克服に向け尽力しているところであります。

今、世界的に環境問題が大きく取り上げられる中、クリーンエネルギーとしての地熱は再評価されるべき時期がきた、との認識を持っております。然るに、平成 15 年 4 月から施行された「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(新エネ特措法)」において、地熱は対象エネルギーとされているものの、運用規定である省令の設備認定基準によって発電方式の制約を受けており、実質的に現在稼働中の地熱発電設備は本法律の対象外となっています。海外の RPS 法には地熱発電の方式による制約がなく、その意味でも省令の設備認定基準は不自然な感を拭えません。

新エネ特措法の趣旨である“環境負荷の低いエネルギーの促進”に照らして見た時、地熱は発電方法の如何を問わずそれに適合しています。また省令で認定されている発電方式であるバイナリーサイクル方式は、地熱発電の新技术開発として位置付けられていますが、これが、既存の発電事業における貯留層評価および貯留層管理技術の蓄積や、インフラ、人的資源、地域との連携等の基盤の上に成り立つものであることは、他のすべての新規技術開発と同様であります。既存の地熱発電の健全な事業運営なくして新規技術開発促進は困難であることから、発電方式による制約を設けることが適切でないものと考えます。

以上の理由から、地熱は発電方式の如何を問わず設備認定の対象とするよう、新エネ特措法の省令の見直しを要望いたします。

敬具